

平成26年度生活保護業務の実施方針

小田原市福祉事務所

【実施方針策定の背景】

本市における生活保護の状況は、平成26年3月で被保護世帯2,161世帯、被保護人員2,815人、保護率14.38%となっており、昨年同月と比較して79世帯、7人、0.09%増と依然として増加傾向が続いているところである。平成20年秋のリーマンショック以降の経済・雇用情勢の影響を受け、特に「その他世帯」は急増し、リーマンショック前年である平成19年度の133世帯から平成25年度の292世帯と増加したことが生活保護受給者数増加の大きな要因となっているが、本市の有効求人倍率が0.94倍（平成26年2月時点）と雇用情勢はやや回復傾向が見られ、平成24年度の306世帯をピークにこの「その他世帯」は減少しつつある。一方、高齢者特に単身世帯の増加は顕著であり、被保護人員及び保護率の微増に対し、被保護世帯数の大幅な増加の要因となっており、高齢化・核家族化の影響による生活保護受給者数全体の増加傾向は今後も続くものと予測される。

このような動向から、失業により生活困窮に至った稼働年齢層への就労支援等の取り組みを継続するとともに、高齢者世帯に対する日常生活の安定に向けた支援やその親族への扶養義務調査等、基本的なケースワークと制度の確実な運営実施が求められるものと考えられる。

国ではこのような生活保護受給者の増加を背景に、最後のセーフティネットとして国民から信頼され持続性のある制度となるよう生活保護制度の見直しを行い、平成25年12月に生活保護法の一部を改正する法律が成立した。改正の柱は就労による自立の促進、健康・生活面等に着目した支援、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等であり、本年1月から順次施行されているところである。

いずれにしても、社会的なセーフティネットである生活保護制度が担うべき責務として、常に現代的な複雑・多様化した社会問題への対応が求められ、その実施機関として、より一層の適正な判断と運営が重要視されるため、自立支援プログラムの活用や現業員における個別支援、第2のセーフティネット関連施策への対応などに、組織的かつマニュアル化した実施体制の強化が求められている。同時に、生活保護の適正

実施に向けた取り組みを行うことにより、事務執行の一層の効率化・迅速化等の社会的要求に応えていくことも強く認識していかなければならない。

【平成25年度実施方針に対する評価】

平成25年度における実施方針に対する評価としては次の事項が挙げられる。

1 自主的内部点検事業の推進

自主的内部点検チームが主体となり、年度当初に点検に関する年間スケジュールを立て、現業員が相互に他の現業員が担当する地区のケースファイルのチェックを行い、各種加算や収入等の誤認定の早期発見、早期是正に努めた。また、他の現業員が作成したケースファイルを確認することで、現業員のケースワークに関する知識の習得に努め、資質の向上を図り、誤認定等を減少させることができた。

2 扶養義務調査の徹底

新規申請者については、調査担当が管内に居住する重点的扶養能力者に対して行う実地調査を徹底し、継続している生活保護受給者の重点的扶養能力者に対しては、査察指導員及び現業員が休日を利用して二人一組でチームを編成して実地調査を行い、扶養義務調査の徹底を図った。

3 課税状況調査の徹底及び早期実施

管内及び管外に住民登録のある全生活保護受給者の課税状況調査を課税資料が閲覧可能になった6月に速やかに実施し、未申告収入が判明した際には現業員が早期是正に向けた対応を行い、収入が継続している世帯については8月の収入に反映させるとともに、年度内に生活保護法第78条に基づく返還決定を完了させることができた。また、事務処理の流れをマニュアル化し、査察指導員及び不正受給対策チームが、定期的に現業員の事務処理状況を確認する等の進行管理を徹底することで、組織的な対応を図れるようになった。

4 納付指導の徹底

家賃、介護保険料、学校給食費は当該目的のため生活保護制度において実費相当分を支給しているため、これを生活費や遊行費に充てる

ことは制度の趣旨に反するものであることから、現業員が定期訪問の際に口頭で指導するなど納付指導の徹底を図った。また、市営住宅居住世帯の家賃や本市内に住民登録のある世帯の介護保険料については、原則、代理納付を活用させ、民間住宅居住世帯の家賃や学校給食費については、定期的に納付状況を確認した上で、滞納状況が継続している場合は代理納付を活用させる等の措置を行い、組織的に対応することで、未納状態の是正を図ることができた。

一方、平成25年度の実施方針の中で定めた次の事項については、十分に機能を果たせていないと判断される。

1 現業員の確保及び質の向上

保護の実施体制については、人事担当部門への人員要望により平成25年4月1日付けで現業員2名の増員が図られたが、新たな事業への人員確保の影響により、平成26年2月に1名、平成26年4月にさらに1名の現業員が減員され、平成26年4月現在で社会福祉法に定める標準数に対して6名の不足が生じているため、引き続き、人事担当部門に現業員の増員要望を実施していく必要がある。

2 適切な債権管理の推進

生活保護受給者の増加に伴い、生活保護法第63条及び第78条の適用による債権も増加しているが、債権管理を行っている経理担当者とは債権発生を決定した現業員との連携が図れず、年度末に保護廃止となっている債務者に対して、査察指導員及び現業員が訪問により返還を促すといった対応を行ったが、成果を上げるには至らなかった。また、保護継続の債務者に対しては、現業員によっては個々に債務状況を確認して返還を促しているが、組織的に督促業務が確立していない状況にある。今後は滞納整理チームと経理担当者が連携を図り、徴収計画や徴収方法を検討し、マニュアル化する等の組織的な対応が必要である。

3 介護扶助の適正な実施

生活保護受給者は過剰な介護サービスになる傾向があるため、平成25年6月から非常勤特別職でケアマネージャー資格のある介護事務支援員を配置し、介護サービス票の確認等のチェック機能を確立させたが、介護事務支援員が平成26年2月末で退職し欠員となっている。同年3月末に公募を実施したところ、応募者がなく配置には至らなかった。介護扶助の適正実施のためにも必要不可欠であるため、引き続き介護事務支援員の配置を計画する必要がある。

【生活保護法施行事務監査における指摘事項等】

平成25年度の神奈川県生活保護法施行事務監査においては、保護の申請書に申請日を記載しないよう指示し、申請書受理後も収受印を押印していない事例があり、保護の申請について適切に取り扱うよう指摘されている。生活保護法第27条に基づく指導指示については、実現不可能な指示内容や指導指示違反による不利益処分の根拠が不明確な事例があり、口頭により改善を要請されている。これら2点は申請権及び受給権等の侵害にもつながりかねない状態にもなり得るため、所内研修や会議において、生活保護業務全従事者にその適正な取扱いを周知徹底する必要がある。

また、障害者総合支援法第58条による自立支援医療の適用についても十分ではないとして口頭による改善を要請されているため、電子レセプトシステムを有効活用し、他法他施策の適用漏れがないよう適切に取り扱っていく必要がある。

【実施方針の策定】

以上の背景及び平成25年度の評価、監査指摘事項等を踏まえ、社会保障制度の根幹としての生活保護法のもつ意義と役割を生活保護業務従事者全員が十分に認識し、また、市民の最後の拠り所である本法を安定的かつ有効に機能させるため、本市における平成26年度の生活保護業務の実施方針を次のように定める。

1 実施体制の強化

(1) 現業員の確保及び資質向上

現業員は平成24年10月に1名、平成25年4月に2名が増員されたが、平成26年1月に1名、平成26年4月に1名が減員され、社会福祉法で定める標準数に対して6名不足しているため、年度中途での増員も含め、現業員の標準数確保に向けて、人事担当部

門に積極的に増員要望を行っていく。

現業員の業務遂行に必要な専門知識や技能習得のために、定期的に所内研修会を実施し、外部の研修会・研究会に積極的に参加するとともに、所内で抱えている問題や懸案事項を抽出し、月に1回開催する所内会議において、その解決策を協議する。また、現業員が相互に他の現業員が担当する地区のケースファイルをチェックする自主的内部点検事業が確立しているため、今年度も引き続き事業を展開し、査察指導員及び現業員の資質の向上を図っていく。

(2) 所内チーム編成の推進

生活保護業務はその内容が複雑多岐に渡るため、所内のチームワークにより対応する必要性が生じ、組織的な対応が求められることから、今年度は次の8つのチームを編成し、各懸案事項及び各種業務等について専門的な対応及び取組を行っていく。

① 自立支援プログラム推進チーム

自立支援プログラムの整備、自立支援プログラムに関する実績・統計、公共職業安定所との連携等

② 生活困窮者対策チーム

生活困窮者自立支援法に関する企画・立案、関係機関との連絡・調整等

③ システム対応・本締めチーム

システム業者との連絡・調整、法改正及び基準改定への対応、本締めにおける確認業務、マイナンバー制導入に関する調整等

④ 住宅支援給付チーム

住宅支援給付に関する調整、住宅支援給付に関する実績・統計等

⑤ 無低・ホームレス対策チーム

無低運営者との連絡・調整、無低入所者に関する就労支援員との連絡・調整、行旅死亡人に関する取扱い業務、県及びホームレス支援団体との連絡・調整等

⑥ 不正受給対策チーム

課税状況調査の進行管理、市民通報に関する確認業務、不正受給の追及に関する企画・運営等

⑦ 滞納整理対策チーム

返還金の収納確認、経理担当者との連絡・調整、未収金督促に関する企画・運営等

⑧ 自主的内部点検チーム

ファイルチェック作業に関する企画・運営、ファイルチェック指摘修正に関する進行管理、ファイルチェック各種様式の整備等

2 生活保護制度の適正な運営実施

(1) 面接相談の適正な対応

平成23年度から面接相談員（非常勤特別職）3名を採用し、現業員と連携した相談体制の強化を図ることができたが、平成25年度に現業員が居所のない要保護者からの申請書を受理した際に、居所を定めないまま失踪する恐れがあることを理由に、申請日を記載しないよう指示し、その後、申請者が失踪したため申請書に收受印を押印していない事例があった。申請日記入及び收受印の押印がない申請書では、恣意的に申請日を扱っていると疑われる可能性があり、申請権の侵害にも繋がりがねない状況にもなりうることから、対応者は面接相談終了後、査察指導員に対応時の状況及び今後の方針を報告する体制を整備していく。また、所内会議において、適宜、面接相談の適正な対応について全現業員に周知するとともに、1～2年目の現業員及び面接相談員を対象に、経験豊富な現業員を講師として面接相談研修を計画し、面接相談の適正な対応に取り組んでいく。

保護の相談の段階では、制度の仕組みを十分に説明するとともに、他法他施策や地域の社会資源の活用等についての適切な助言を実施しているが、相談記録票の記載状況の不備が散見されるため、申請意思の有無やライフラインの状況の確認を行った上で、相談記録票に正しくチェックを行うなど、保護の申請権を侵害していると疑われるような行為を慎むよう努めていく。

(2) 法第27条に基づく指導指示の適正実施

生活保護受給者に対する生活保護法第27条の適用については、当該受給者の不利益処分につながる可能性があるため、口頭指導から文書による指導指示までの経過についてチェックリストを活用して確認するとともに、ケース診断会議において、適用に至る経過・原因・適用の可否等を所内で十分に検討し、適用する場合は明確かつ適切な指導・指示内容を明示する等、事務手続きを含め、適正実施

に努めていく。特に、就労に係る指導指示については、実現不可能な指示内容や過剰な指導とならないよう年齢、能力、健康状態及び雇用の状況等により総合的に判断し、また、指導指示違反による廃止（世帯分離を含む）については、能力活用が不十分かどうかをケース診断会議において総合的に判断し、適正な処分実施に努めていく。

（3）他法他施策の適正な活用

レセプトに「通院・在宅精神療法」や「てんかん指導料」の記載があるにも拘わらず、障害者総合支援法第58条による自立支援医療の適用の検討と活用状況の確認が十分でないなどの状況が認められるため、電子レセプトシステムを有効活用し、定期的にデータ抽出を行うとともに、レセプト点検においては資格確認等を徹底し、自立支援医療の適用漏れがないよう適切に取り扱っていく。

また、障害年金申請支援プログラムを十分に活用していくとともに、年金、手当等の他法他施策についても、保護申請時や世帯状況が変化した際に、十分に調査を行い、査察指導員による調査の進行管理の徹底を図っていく。

3 医療扶助・介護扶助の適正運営

（1）介護扶助の適正実施

高齢者世帯の増加に伴い、医療扶助費と同様に介護扶助費についても増大傾向にあり、法の安定的な運用には医療扶助・介護扶助の適正な実施が求められている。平成26年3月から欠員となっている介護事務支援員1名（非常勤特別職）を公募により配置し、介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合、ケアプランの確認及び見直しのための指導、要介護状態にある高齢者の介護施設入所支援等を行い、介護扶助の適正実施を図っていく。

事項	年月												備考	
	26年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年 1月	2月	3月		
課題改善	現業員の確保					○	○	○						人事担当部門に対する、現業員の増員要望。
	面接相談適正対応(研修)					○	○				○	○		1~2年目の現業員及び面接相談員を対象に、ベテラン現業員を講師とした面接相談に関する研修。
	法第27条に基づく指導指示の適正実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	随時、ケース診断会議において、チェックリストを活用して対象者の状況を総合的に検証。
	介護扶助適正実施					○	○	○	○	○	○	○	○	介護事務支援員の配置、ケアプランの点検による介護扶助の適正実施。
重点項目	就労支援事業(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	就労支援員によるきめ細かな就労支援及びハローワークとの共同事業の活用。
	収入・資産状況調査、扶養義務調査等(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新規申請時及び随時、法29条調査、扶養義務調査を実施。
	障害者年金受給資格確認業務(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害年金申請プログラムを活用した資格確認の実施。
	自立支援医療適用確認業務(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電子レセプトを活用した、自立支援医療の適用可否の確認。
	重点的扶養能力者実地調査(適正化対策事業)												○	休日を利用して、市内在住の重点的扶養能力者の実地調査を実施。
	課税状況調査及び返還決定(適正化対策事業)												○	不正受給対策チームを中心とした課税調査の早期実施及び早期是正。
	生活保護法改正対応(適正化対策事業)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生活保護法改正に伴う準備及び施行。
	費用返還・戻入金収納状況把握業務(自主的内部点検事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	滞納整理対策チームは月初に返還金の収納状況を把握し、地区担当員と連携した督促の実施。
	ケースファイル相互確認(自主的内部点検事業)													自主的内部点検チームは年間計画を策定し、現業員全員で相互にケースファイルをチェック。
	新規開始ケース引継状況確認(自主的内部点検事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	査察指導員の進行管理により、調査担当から地区担当への引継ぎ内容と進行状況確認。
經常業務	収入把握等	一斉収入申告徴収			○	○								
		年金改定			○	○								
		恩給改定・老齢福祉年金				○								
		児童扶養手当改定・除外	○				○					○		
		児童手当認定替え			○					○			○	
	教育扶助	賞与認定			○	○					○	○		
		教材費調査(小・中)			○						○			
		教材費支給(小・中)				○					○			
		給食費除外					○							
		給食費認定							○					
	一括認定	給食費調査											○	
		平常着・入学準備金支給	○										○	
		基準改定・冬季加算除外	○										○	
		介護保険料認定替え	○								○			
	住宅扶助	冬季加算認定								○				
		公営住宅家賃認定替え											○	
	病状調査	傷病者世帯病状調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		長期入院患者病状調査												
レセプト点検(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退院促進員によるきめ細かな支援の実施。	
ケース棚卸、援助方針及び訪問基準の見直し											○	○	援助方針については、世帯状況変化の際に随時見直しあり。	
ケース検討会・診断会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
県施行事務監査													施行事務監査日程:11月26、27、28日(3日間)	
統計					○	○								
研究会・所内会議	所内会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月末に開催。他法他施策についての研修及び事務改善、福祉事務所の課題について検討を行う。	
	新任職員研修	○	○											
研修	OJT(第1期)	総括・医療・介護扶助研修	○	○									ケースワーカーとしての基礎知識の習得	
		OJT(第2期)	○	○	○								ケースワークの実践、新規調査、	
	外部講師研修(適正化対策事業)	嘱託医研修				○	○	○	○	○	○	○	○	○ 精神疾患の具体的なケース事例に基づき、精神科嘱託医を講師として研修を行う。
		外部講師研修											○	○ 所内の課題を抽出し、関連した団体に講師を依頼し、研修を行う。
	外部研修	全国研修会(ケースワーカー)				○								
		県新任査察指導員研修				○								
県新任地区担当員研修					○					○				
県地区担当員研修				○					○					